資料:住宅の取得・改修にかかる支援制度の概要 【2021年6月時点】

一般社団法人 輸入住宅産業協会

①所得税減税(住宅ローン利用者向け)【2022年12月31日まで】

1~10 年居住	控除対象限度額	控除率	控除期間	最大控除額
住宅取得·長期優良	5000 万円	年末残高の 1.0%	10 年間	500 万円
住宅取得·低炭素				
住宅取得·一般	4000 万円			400万円
リフォーム				
11~13 年居住	控除対象限度額	控除率	控除期間	最大控除額
住宅取得·長期優良	5000 万円	以下いずれか小さい額	3 年間	100万円
住宅取得·低炭素		・年末残高の1%		
住宅取得·一般	4000 万円	・購入価格の2%÷3		80 万円
リフォーム				

②所得税減税(投資型・現金購入者向け)【2021年12月31日まで】

	控除対象限度額	控除率	控除期間	最大控除額
住宅取得·長期優良	650 万円	性能強化費用の 10%	1年間	65 万円
住宅取得·低炭素				

③所得税減税(リフォーム・投資型)【2021年12月31日まで】

対象工事	対象限度額	最大控除額
耐震	250万円	25 万円
バリアフリー	200万円	20 万円
省工ネ	250(350)万円	25(35)万円
三世代同居	250 万円	25 万円
長期優良住宅化リフォーム	←認定取得要	
耐震+省エネ+耐久性	500 (600) 万円	50 (60) 万円
耐震・省エネのいずれか+耐久性	250(350)万円	25(35)万円

※()は太陽光を設置する場合

④所得税減税(リフォームローン利用者向け)【2021年12月31日まで】

※ローン残高の一定割合を所得税額から控除

対象工事	対象ローン限度額	控除率	最大控除額(5年間)
・バリアフリー			62.5 万円
·省Iネ			・250 万円×2%×5 年=
・三世代同居	250 万円	2.0%	25 万円
・長期優良住宅化リフォ			・750 万円×1%×5 年=
-ム(省エネ+耐久性)			37.5 万円
その他	750 万円	1.0%	同上

⑤固定資産税減税 【2022年3月31日まで】

※固定資産税の一定割合を減額

対象となる改修住宅	減額割合	減額期間
耐震(耐震義務づけ対象建築)	1/2	1年(2年: 耐震義務づけ対象建築)
バリアフリー	1/3	1年
省Iネ	1/3	1年
長期優良住宅化リフォーム	2/3	1年(*1)
(耐震、省エネいずれか実施)		

^{*1:}長期優良住宅化リフォーム (耐震化) の場合は1年目2/3減額、2年目1/2減額

⑥贈与税の優遇【2022年3月まで】

※高齢者が保有する金融資産を活用し、若年世代の住宅取得や改修を促す

消費税 10%		左記以外 ※1	
質の高い住宅※2	左記以外	質の高い住宅	左記以外
1500 万円	1000万円	1000万円	500 万円

※1:個人売買の既存住宅も含む

※2:省エネルギー、耐震性、バリアフリーの決められた性能に適合した住宅

⑦住宅の新築に係る税の特例措置【2022年3月31日まで】

税	一般住宅	認定長期優良住宅	認定低炭素住宅
登録免許税	税率の軽減	税率の軽減	税率の軽減
	・保存登記 0.4%→	・保存登記 0.4%→	・保存登記 0.4%→
	0.15%	0.1%	0.1%
	・移転登記 2.0%→	•移転登記 2.0%→	・移転登記 2.0%→
	0.3%	戸建て0.2%	0.1%
	·抵当権設定 0.4%→	マンション 0.1%	
	0.1%		
不動産取得税	課税標準から 1200 万	課税標準から 1200 万	一般住宅と同じ
本則税率 4%→3%	円控除	円→1300 万円控除	
固定資産税	・戸建て:3年間	・戸建て:3年→5年	一般住宅と同じ
	1/2 軽減	1/2 軽減	
	・マンション : 5 年間	・マンション:5 年→7 年	
	1/2 軽減	1/2 軽減	

®登録免許税の優遇:個人が宅地建物取引業者により一定の質の向上を図るための特定の増改築が行われた既存住宅を取得した場合、所有権移転登記にかかる登録免許税を軽減する特例措置がある。

本則	固定資産税評価額×2%
一般住宅	固定資産税評価額×0.3%
買取再販住宅	固定資産税評価額×0.3% → 0.1%

※特例措置: 2022年3月31日まで

⑨不動産取得税の優遇:入居前に新耐震基準に適合するための改修を行うと特例措置がある。

既存住宅の取得	既存住宅を取得し、入居前に新耐震基準に適合するための改修を行うと、土地
	及び建物について減額措置あり。
買取再販業者の特例	宅地建物取引業者が既存住宅を取得し、一定の改修工事を行うと土地及び建
	物について減額措置あり。

※特例措置: 2022年3月31日まで